

## 登録免許税の非課税証明について

### 1 登録免許税について

- 土地・建物などを取得したときに、自分の権利を明らかにするために所有権の保存登記・移転登記などをします。

この登記をするときに、「登録免許税」という税金がかかります。

#### 【登録免許税の計算式】

$$\text{登録免許税額} = \text{課税標準（固定資産税評価額など）} \times \text{税率}$$

- 税率は、登記の内容によって異なります（表示登記には登録免許税は課税されません。）。

詳しくは、国税庁のホームページを参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/inshi/7191.htm>

### 2 登録免許税の非課税について

- 宗教法人においては、専ら自己又はその包括する宗教法人の用に供する境内建物及び境内地（宗教法人法第3条に規定）については、登記の際の登録免許税が非課税とされています。
- 非課税の扱いを受けるためには、上記の要件に該当する不動産である旨の当該不動産の所在地の都道府県知事が発行する証明書を不動産登記申請書に添付する必要があります。